



国住指第 2278 号の 6
平成 29 年 9 月 29 日

(公財) 建築技術教育普及センター理事長
(公社) 日本建築士会連合会会長
(一社) 日本建築士事務所協会連合会会長
(公社) 日本建築家協会会長

} 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



(印影印刷)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う建築士法並びに同法に基づく関係告示及び建築基準法に基づく関係告示等の一部改正について

学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）が平成 29 年 5 月 31 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日より施行されることとなった。改正法附則第 16 条において建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の一部が改正されるとともに、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件等の一部を改正する件（平成 29 年国土交通省告示第 888 号。以下「整備告示」という。）を平成 29 年 9 月 29 日に公布し、建築士法に基づく関係告示及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく関係告示等についても一部が改正され、これらについても平成 31 年 4 月 1 日より施行されることとなった。

については、別添のとおり都道府県建築主務部長宛てに通知したので周知する。貴職におかれては、特に別添の 2. ついてご承知の上、適切な運用を行っていただくようお願いする。